

## 令和8年第4回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和8年2月19日(木) 午前10時00分
- 2 閉会日時 令和8年2月19日(木) 午前10時55分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

### (委員)

教育長 伊藤 林太郎	委員 平岩 国泰
委員 大日方 邦子	委員 加藤 良太郎
委員 田丸 尚稔	委員 松本 理寿輝

### (事務局職員)

教育委員会事務局次長	篠原 保男
教育政策課長	齋藤 貢司
未来の学校担当課長	堀江 崇
未来の学校担当課長	岡部 尚徒
学務課長	横手 麻理
教育指導課長	安部 忍
教育センター所長	間嶋 健
地域学校支援課長	山上 ますみ

(書記) 島田 直子 福德 友理香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第 10 号 市街地再開発事業の認可申請に伴う事業計画の公共施設管理者の  
同意について

議案第 11 号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改  
正する規則

議案第 12 号 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

#### 報告

(1) 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

[資料 1 : 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について]

(2) 神南小学校の建て替えについて

[資料 2 : 神南小学校の建て替えについて]

## 議事運営等

- 令和8年第4回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に田丸委員を指名

## ■ 教育長報告要旨

- まず、2月15日にこども科学センター・ハチラボ開館15周年記念講演会が開催された。講師としてノーベル物理学賞受賞者の梶田隆章先生をお招きし、ニュートリノ研究に関するお話や、子供時代の経験についてお話しいただいた。当日は多くの小・中学生が参加し、難しい内容であったにもかかわらず、時間内に回答しきれないほど多くの質問が寄せられた。次に、建て替え関係で、2月5日に原宿外苑中学校、6日に猿樂小学校にて、建て替え準備委員会が行われた。設計会社にも参加いただき、新しい学校のイメージについて御意見を伺った。最後に、2月12日に神南小学校、14日に鉢山中学校の新入生説明会が実施され、建て替えに関する説明や、神南小学校児童のスクールバスの運行に関する説明を行った。

## ◆ 議案第10号

市街地再開発事業の認可申請に伴う事業計画の公共施設管理者の同意について

### —◇ 説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき未来の学校担当課長が説明)

- 議案第10号「市街地再開発事業の認可申請に伴う事業計画の公共施設管理者の同意について」説明する。本議案は、公園通り西地区市街地再開発組合が、「公園通り西地区第一種市街地再開発事業」の一貫として、神南小学校を建て替えるに当たり、その事業計画について、小学校の公共施設管理者である渋谷区教育委員会の同意を要するというものである。昨年度に一度、議決をいただいているが、計画を進めるに当たり、この度、再度の同意が必要となったため、理由などについて改めて説明する。神南小学校の建て替え・再整備については、都市再開発法に基づく「公園通り西地区第一種市街地再開発事業」の一貫として、公園通り西地区市街地再開発組合が行う。現在、小学校の実設計計を行っており、令和8年の夏休み明けから解体工事に着手する予定である。再開発組合は、本事業における東京都への認可申請に当たり、都市再開発法の規定に基づき、公共施設管理者、つまり「神南小学校の管理者である渋谷区教育委員会」の同意を得る必要がある。昨年度に一度、再開発組合の事業計画書(案)について、公共施設管理者として同意をしているが、事業計画全体のうち、神南小学校の建て替えに係る部分(面積や設計図面)についてのみを同意対象としたものである。次に、4ページ目を御覧いただきたい。こちらは昨年度、再開発組合から提出された事業計画書(案)の抜粋になる。赤枠で囲まれた神南小学

校の建て替えに係る部分のみが同意の範囲となる。次のページは、4 ページ目で「添付書類のとおり」と記載されていた、神南小学校新築校舎の設計図面になる。例として1階平面図を抜粋して掲載している。次の6 ページ目が、昨年度に再開発組合へ出した同意書になる。令和7年3月6日付で同意をしている。ここまでが前回同意内容の振り返りとなる。次に、7 ページ目以降が、今回の議案内容になる。既に同意を得ている公共施設に関する事業計画が変更される場合においても、都市再開発法の規定に基づき、再度の同意取得と都道府県知事への認可申請が必要となる。次に、今回、再開発組合に再度の同意取得が必要となる理由についてである。今後、再開発組合は東京都に再開発棟マンション建て替えに向けた権利変換計画認可申請を行う。それに伴い、事業計画書を最新の状況に修正する必要があるが、事業計画書を前回作成した時から設計も深度化しており、面積や設計図面など、神南小学校の建て替えに係る部分の変更箇所が発生している。事業計画に変更箇所が発生する場合、公共施設管理者から再度の同意取得が必要となるため、今回、同意申請書が提出されている。次に、事業計画の変更内容である。まず、面積の部分である。赤字の部分に変更箇所となる。特に延べ面積が約600㎡増えているが、これは、建築確認申請審査機関との協議による面積の算定範囲変更によるもので、外観形状などの変更はほぼない。続いて図面の変更箇所になる。こちら設計の深度化により、主に各階の倉庫やトイレの大きさや位置が変更となっている。本ページでは一部分を抜粋している。左側の青い点線で囲まれた部分が変更前、右側の赤い点線で囲まれた部分が変更後となる。次に、同意申請書及び同意書(案)である。左側が同意申請書の1 ページ目、右側が同意書の案になる。今回、事業自体の内容は変更していないため、同意書の付帯条件について、昨年度に出した同意書から変更していない。詳細は参考資料②及び議案第10号の別紙を御覧いただきたい。最後に今後の予定である。今回は東京都への権利変換認可申請に向けた事業計画の変更を理由に、同意の再取得をお諮りするが、今後も再開発組合が事業を進める中で、事業計画の変更が必要となる見込みである。赤枠部分が本日の議案内容となり、その下に、今後想定される公共施設管理者同意の時期・同意の理由を記載している。

--◇質疑応答 -----

○なし。

--◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第11号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第11号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は、令和8年4月1日より初任給決定の号給加算における加算限度号数が廃止され、人事委員会の定める経験年数を超過した年数について、18月につき4号の加算が認められたことに伴い、規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。改正内容は、経験年数の号給への加算方法の改正を行うもので、第4条第3項中「3月で除した数」を「12月(第4条の2による場合を除き、その者の経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあつては、18月)で除した数に4を乗じて得た数」に改める。また、第6条第1項中「あらかじめ人事委員会と協議して」を「別に」に改める。施行日は、令和8年4月1日である。

—◇質疑応答 —————

(教育長)

○経験年数の上限については、何で定められているか。

(教育指導課長)

○12年の経験年数が上限で、このことは内規である運用方針で定められている。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第12号

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第12号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は、特別区人事委員会による「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。改正内容は、別表(第2条関係)に記載のある全ての支給額を増額するものである。例えば、園長で定年前再任用短時間勤務職員以外であれば、改正前の89,600円から、改正後は93,500円になり、3,900円の増額となる。施行日は、令和8年4月1日である。

--◇質疑応答 -----  
○なし。

--◇議事結果 -----  
○原案どおり可決。

◆報告 1

旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

--◇説明要旨 -----  
(※別紙資料 1 に基づき教育政策課長が説明)

○旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について 2 件の申請を一括して報告する。1 件目について、同建物内の 4 つの部屋の許可申請である。「1 概要」に関して、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が渋谷本町学園から約 70 メートルの地点に所在しており、旅館業法第 3 条第 4 項の規定に該当するため、渋谷区保健所より意見が求められている。次に「2 検討」について、建築物の立地上の観点、通学路上の観点、事業者への確認において、検討した結果を記載している。これらを踏まえ、「3 今後の対応」としては、申請者が児童・生徒の通学上の安全確保及び学習環境に配慮して運営するのであれば、清純な施設環境が著しく害されるおそれはないと考える。その上で、施設開設後も児童・生徒の安全確保の観点から、必要に応じて教育委員会及び渋谷本町学園と協議の場を設けることを要望する旨を回答する予定である。次に、2 件目について、「1 概要」に関して、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が渋谷本町学園から約 90 メートルの地点に所在しており、旅館業法第 3 条第 4 項の規定に該当するため、渋谷区保健所より意見が求められている。「2 検討」及び「3 今後の対応」については、1 件目と同様の内容であるため、説明は割愛する。

--◇質疑応答 -----  
(加藤委員)

○先日渋谷区地域保健推進協議会に出席したところ、旅館業及び住宅宿泊事業のいずれにおいても、この 3 年間で急激に施設数が増加、それに伴い、騒音、ごみ、たばこ、外国人観光客が間違っ普通住宅に来てしまうなどの問題に関する苦情件数も増加しているとの報告があった。教育委員会においても、旅館業について、現在は、施設の営業目的などを中心に確認しているが、喫煙や騒音といった生活環境上の問題についても、事業者を確認すると良いのではない

か。

(教育長)

○令和8年第1回区議会定例会に渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の一部を改正する条例が上程され、民泊について規制がかけられることになっている。

(教育政策課長)

○旅館業法に関しては、ごみ出しや騒音などの状況を所管である保健所に確認し、事業者への確認内容についても、観点を見直すことを検討していく。

---◇議事結果 -----

○了承する。

#### ◆報告2

神南小学校の建て替えについて

---◇説明要旨 -----

(※別紙資料2に基づき未来の学校担当課長が説明)

○神南小学校の建て替えについて報告する。神南小学校については、公園通り西地区市街地再開発組合が、校舎建て替えに係る設計・工事発注を行う。来月3月26日に東京都中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく建築計画説明会を開催するに当たり、新築校舎の施設概要や設計・施工事業者、また、今後のスケジュールなどについて、説明する。まず、「1 施設概要」について、計画施設は神南小学校、計画敷地は渋谷区宇田川町5番(以下未定)、敷地面積は約7,705㎡、延べ面積は約12,500㎡となる。計画施設だが、1階には特別支援教育に関する教室、ラーニング・commons、給食室、事務・管理エリア等を配置している。2階には、低学年教室、ラーニング・commons、事務・管理エリア等を、3階には、中学年教室、ラーニング・commons、事務・管理エリア等を、4階には、高学年教室、ラーニング・commons、体育館、事務・管理エリア等を配置している。最上階の5階には、プール、事務・管理エリア等を配置している。次に、「2 事業者」である。施主は、公園通り西地区市街地再開発組合が、「公園通り西地区第一種市街地再開発事業」の一貫として建て替えを行う。設計は株式会社あい設計が、施工は株式会社東急建設が行う。最後に、「3 スケジュール」である。建築計画説明会は、「東京都中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、3月26日に実施予定である。工事期間は、令和8年9月から令和11年7月までを予定している。新校舎の運用開始は、

令和11年8月末を予定している。次に、参考資料①を御覧いただきたい。神南小学校の建て替えスケジュール、最新のパースを添付している。まず、神南小学校の建て替えスケジュールである。現在は赤い点線部分となり、新築校舎の実設計段階で、令和8年夏までの設計の後、解体工事に着手する予定である。次に、最新のパース図である。校舎南側のネウボラから見た外観図となる。次に、3ページ目において、左側のパースが、校舎東側と、遊歩道として整備するエリアを眺めたパースになる。右側のパースが、遊歩道エリアから区役所庁舎と校舎を眺めたパースになる。右側の建物が区役所、左側の建物が神南小校舎であり、遊歩道の整備によって、庁舎入口と小学校正門がフラットな地盤面になる。次に4ページ目において、左側のパースは、庁舎西側の駐車場入口から校舎を眺めたパースになる。右側のパースは、無国籍通りから校舎を眺めたパースになる。なお、グラウンド擁壁に埋まっているのが、消防団倉庫と町会用倉庫になる。次に、参考資料②を御覧いただきたい。神南小学校建築計画説明会資料について、説明する。こちらは、3月26日に実施する説明会の配布資料になる。開催の主旨としては、神南小学校新校舎が建つことで、日照や見合いなどのプライバシー、工事に関することなどを、近隣住民に説明し、建築紛争の予防と調整を目的としている。こちらの資料については、現在設計者と調整中であるので、今後、若干の修正が入る可能性がある。まず「1. ご挨拶」では、施主である再開発組合の挨拶文になる。次のページから「2. 計画概要」となっており、2ページ目が案内図になる。続いて、3ページ目が敷地概要と建物概要になる。次に、「3. 配置図」である。北側に校舎棟、南側にグラウンドを配置する計画となっている。また、三角で示しているのが学校への出入口で、新設校舎では東側(図右上)を正門とする計画となっている。次に、「4. 各階平面図」となる。1階平面図は、凡例の通り青色で塗られた部分が教室エリア、黄緑の部分が事務、管理エリア、オレンジ色の部分が廊下、ラーニング・コモンズエリア、黄色の部分が給食エリアである。青色の三角が建物出入口である。次のページ以降も凡例は同様で、6ページが2階平面図、次の7ページが3階平面図である。次の8ページが4階平面図で右側水色部分が体育館である。次の9ページが5階平面図で左側水色部分がプールである。次に、「5. 立面図」である。東西南北の4方向から見た校舎棟の立面図である。ページ下のキープランに示したとおり、上が南側、下が西側の立面図である。次の11ページでは、上が北側、下が東側の立面図となる。次に、「6. 断面図」である。ページの下部分、キープランを御覧いただきたい。上のA断面図が東西方向、下のB断面図が南北方向の断面図である。次に、「7. 日影図」になる。こちらの日影図は、今回はマンション棟を含めた一帯再開発の中で建て替え工事を行うため、小学校の校舎棟とマンション棟の両方の日影について記載して

いる。また、日影図と合わせて、青色の点線で電波障害が発生する可能性のある範囲を示している。次に、「8. スケジュール」である。冒頭説明したとおり、令和8年9月から令和11年7月までが工事期間、翌月の8月末から新校舎の運用開始の予定である。次に、「9. 工事の施工について」になる。掲載している内容は、作業日時や安全対策、工事の工程表や工事車両の搬出入経路図などになる。次に、「10. 竣工後(再開発棟工事中)の動線について」である。神南小学校新校舎運営開始時には、再開発棟マンションはまだ工事中のため、こちらのページのとおり仮囲いを設置し、児童や一般の方々が安全に通行できるような安全対策を行う。最後に、「11. 問い合わせ先」となる。

—◇質疑応答 —————

(教育長)

○パースがスケッチ風から実写風に変更され、イメージがしやすくなったと思う。  
神南小学校については順調に3年で工事終了予定である。

(平岩委員)

○南側に窓がたくさんあり、気温が上がると暑くなりそうだと感じた。

(未来の学校担当課長)

○真夏の日光が直接入らないように長めのひさしで対策を行う予定である。

(大日方委員)

○エレベーターと階段の位置が離れていると、移動するのにエレベーターが使いづらと思うが、いかがか。

(未来の学校担当課長)

○配置図では、三角形で示されている箇所が学校の出入口である。階段のすぐ近くにエレベーターを2台設置しており、地域開放時や子供たちの校内移動においても、スムーズに移動できるよう計画している。

(大日方委員)

○地域開放の利用者と子供たちは、同じエレベーターを利用するのか。

(未来の学校担当課長)

○利用できるエレベーターは分けて運用する予定である。左側のストレッチャー対応の大型エレベーターは学校専用とし、給食搬入や医療的ケア児の移動など

に使用する想定である。地域開放時には、右側の11人乗リエレベーターを利用していただく。

(大日方委員)

○児童の移動は主に階段になると思うが、外階段と内階段の利用イメージはどのようなものか。

(未来の学校担当課長)

○あくまで現段階での想定ではあるが、外の階段は教室から直接校庭へ出られることが大きな利点である。教室間の移動については内階段を利用する想定である。

(大日方委員)

○下駄箱は設置しない形か。

(教育長)

○一足制とする予定であり、設置しない。

(加藤委員)

○階段をスロープにすることは可能か。

(未来の学校担当課長)

○スロープを設置するためには長い勾配距離が必要となるため、現実的には難しい。

(大日方委員)

○階段メインの構造では、エレベーターが設置されていても心理的に利用しづらい。エレベーターの位置を知らない人も多くなりがちなので、全ての人が使いやすい学校に向けて運用面も検討してほしい。また、外階段は滑りやすいため、けがをしないよう配慮いただきたい。

(松本委員)

○サイン設計など、周知方法にも工夫を凝らして欲しい。また、近年酷暑が続いているが、校庭は天然芝か。

(未来の学校担当課長)

○人工芝である。夏場は散水をして管理をする予定である。

(松本委員)

○近年、温度上昇を抑えるクール人工芝なども登場しているので検討していただきたい。

(教育長)

○天然芝は維持管理が難しい。現行の天然芝についても、地域の皆様の協力により維持している状況である。

(大日方委員)

○人工芝が現実的であるが、導入時に温度管理が有効な人工芝の種類を選定していただきたい。

(加藤委員)

○青山キャンパスとラーニング・commonsの位置が異なると思うが、どのような意図があるか。

(教育長)

○青山キャンパスは仮設校舎であるため配置の制約があり、現在の場所に設置されている。ラーニング・commonsには、子供自身がシームレスに学ぶ場所を選択できるという利点があるため、教室と連続性のあるエリアに設置する予定である。

(加藤委員)

○一人で静かに勉強したいという子供もいると思うので、場所の変化があっても良いのではないか。

(教育長)

○常磐松小学校のコスモス学級では、教室内に一人で学ぶことができる囲いが用意されている。そのような工夫も検討可能だと思う。

(未来の学校担当課長)

○子供たちの導線の中に、学びを発見できる場所をイメージしている。キャレルディスクや、ファミレス席を設置し、ラーニング・commons内でも静かに学べるスペースを展開できるよう検討する。

(田丸委員)

○地域開放の動線はどのように想定しているか。

(未来の学校担当課長)

○地域開放の対象としては、グラウンド・体育館・プール・特別教室を想定しており、児童が使用する時間は開放せず、物理的に入れないようにする。地域開放用のトイレは児童の動線と重ならないように、別に設計する。

(田丸委員)

○サイン設計においては、地域の人にも分かりやすいものにしていただくと良い。

(加藤委員)

○建物の壁面に掲げられた「JINNAN ELEMENTARY SCHOOL」の文字は大きな象徴になると思う。デザインを公募するなどするとよい。

(松本委員)

○学校を表すロゴについて、建物とホームページで統一されているとよい。

—◇議事結果 —————

○了承する。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 田 丸 尚 稔